# 平成23年度第1回庁議 会議録

[日 時] 平成23年4月7日(木) 午後13時00分~午後14時30分

「場 所] 本庁応接会議室

「出席者」市長、副市長、教育長及び各部局長

## [会次第]

- 1 市長あいさつ
- 2 議 題

(1) ミッション宣言について (各部局)

(2) 平成23年度部局執行方針について (各部局)

(3) 平成23年度予算執行方針について (企画部)

## 3 連絡事項

(1)「第19回環境自治体会議にいはま会議人員配置計画(案)について」

#### 1 市長あいさつ

まずは庁議の前になりますけれども、先日は秋山覚君の葬儀もございまして、大変残念で改めて お悔み申し上げます。

それでは、ただいまから平成23年度第1回庁議を行います。4月の人事異動により、新たなメンバー構成での初めての庁議となりますが、庁議は新居浜市の最高の意思決定機関であるということを、常に認識してこの会議に臨んでいただきたいと思います。

本日は部局の執行方針について後ほどご説明をして頂きます。

また、第五次長期総合計画のスタートということで、着実な実現に向けて、各部局長がおおいに 指導力を発揮し、部局、課所の職員が一丸となって事業の推進に取り組んでいただきたいと思って おります。

また、震災の対応など大変ご苦労ですし、選挙についても現在、期日前投票が行われており、この後市議会議員選挙も控えておりまして、訓示でも申しましたが、年度初めとそのような状況も重なっておりますが、改めてですけれども、部局、課所の職員が一丸となって取り組んで頂きたいと思っております。

#### 2 議事

# (1) ミッション宣言について (各部局)

市長 議事に入る。第五次長期総合計画のスタートにあたり、各フィールドにおける事業 を円滑に推進するため、ミッション宣言について見直しをしていただいている。

私が、ミッション宣言を実施しようと思ったのは、今の総務大臣である片山総務大臣の話を聞く機会があり、片山さんが鳥取県知事である時代に、知事はじめ各部局長並びに各課所長のミッション宣言を行って、常にそれを意識しておくことを心がけていたということをお聞きし、始めたものである。今年は長期総合計画のスタートの年ということで、改めて見直しを行い、異動等があった所についてはもう一度確認をして頂き本日に至っている。そのような意味で理念であることから大切に思っている。訓示でも申し上げたが、「市民の笑顔輝く新居浜市をつくります。」が私の宣言であり、目標である。

それでは、副市長からお願いする。

副市長 行革大綱2011の中でも記載されているが、「権限、財源、人間の3ゲンの強化 を図り、地域主権時代を担える市役所づくりを目指します。」とした。

教育長 「・愛情と信頼、深めよう絆。・郷土に愛着と誇りを持った市民づくり。・緊張感を 持って、熱く議論を交わし実践します。」とした。

市長
それでは、企画部から順にお願いする。

<各部局長が、ミッション宣言を行う。>

#### <企画部長>

企画部は「まちの特性を活かし、市民とともに自らの地域のことは自らの責任で決めることのできる、持続可能なまちづくりを進めます。」とした。

# <総務部長>

総務部は「一人一人の職員と組織が、最大限に力を発揮できるシステムづくりを実現します。」 とした

#### <福祉部長>

福祉部は「地域における新たな支えあいを推進し、誰もが健康で、生きがいと安心感のある暮らしの実現を目指します。」とした。

## <市民部長>

市民部は「多様な地域主体が自立・連携する協働型社会の実現を目指します。」とした。

## <環境部長>

環境部は「地球温暖化対策やごみの減量化、水環境の向上に取り組み、地域にやさしい、地球にやさしい暮らしの実現を目指します。」とした。

#### <経済部長>

経済部は「本市経済の持続的発展と活気あふれる産業活力都市の実現を目指します。」とした。

## <建設部長>

建設部は「人が集い、快適で利便性の高い都市の実現に向け、都市基盤整備を推進すると共に既

存施設の維持保全に努めます。」とした。

## <議会事務局長>

議会事務局は「二元代表制の一翼を担う議会が、より市民にわかりやすく親しまれる場となるよう、情報提供、情報発信を一層推進し、開かれた議会を目指します。」とした。

## <出納室長>

出納室は「現金及び物品の出納・保管並びにこれらに関する会計事務を適法かつ適正に処理します。」とした。

# <農業委員会事務局長>

農業委員会事務局は「かけがえのない農地と担い手を守り、力強い農業を作る『架け橋』になるよう活動します。」とした。

#### <選挙管理委員会事務局長>

選挙管理委員会事務局は「公平、公正な選挙の管理執行を行います。」とした。

## <監査委員事務局長>

監査委員事務局は「法令遵守に基づく適正な事務執行及び事業管理がなされているかを監査します。」とした。

## <教育委員会事務局長>

教育員会事務局は「すべての市民が、健康で心豊かな人間性を自ら養い、個性を発揮できる教育の充実に努めます。」とした。

## <消防本部長>

消防本部は「消防の施設、人員等を活用し、大切な命と地域を守ります。」とした。

#### <港務局事務局長>

港務局事務局は「海の道として、また、人と物とのつながりの拠点として、賑わいのある港づくりを推進します。」とした。

## <水道局長>

水道局は「安全で良質な水の安定供給に努めます。」とした。

市長 それでは、只今のミッションを達成するために、一丸となった取組をお願いする。 また、課、係のミッションについては、ホームページに掲載して頂くことにするので お願いする。

## (2) 平成23年度部局執行方針について (各部局)

市長 平成23年度部局執行方針について各部より、説明をお願いする。

なお、重要事業・懸案事項として新規に追加しようとする項目、そして、廃止しようとする項目については、各部局よりご説明のうえ、この庁議で追加・廃止の決定を行う。

それでは、3部ずつで進めていく。

<各部局長が、別添資料、平成第23年度部局執行方針に沿って説明>

#### <企画部長>

企画部では全部で16項目を執行方針としており、重要事業、懸案事項の新規項目、廃止項目はないが、4項目について説明する。

まず、項目番号1の「第五次長期総合計画の着実な推進」については、今年度は第五次長期総合計画のスタートの年として、あかがねプロジェクト、笑顔プロジェクト、環境自治体会議にいはま会議の3つのプロジェクトに取り組む。そして、将来都市像「あかがねのまち、笑顔輝く 産業・環境共生都市」の実現を目指し、4つの基本理念のもと、45項目の施策と、その施策を具現化する167項目の基本計画を着実に進めるため、実施計画の進捗状況の把握や各指標の進捗管理、現在、実施している事務事業評価や今後、実施予定の施策評価についても実施体制などの方向性を決定し、着実な事業推進を図っていく。

次に、項目番号3の「行政改革大綱2011の着実な推進」については、組織目標をこれまでの「困ったときには頼りになる市役所づくり」から「市民の笑顔輝く市役所づくり」とし、地域主権時代を担える市役所を目指して、平成23年度を初年度とする行政改革大綱2011を策定した。行革大綱2011では、改革の視点を「権限」「財源」「人間」の「3ゲン」の強化とし、各視点ごとに12項目、全体で36項目の実施計画を設定している。

現在、実施計画を着実に推進するため、今年度の取組目標の設定を主体課、とりまとめ課、担当課に依頼しておりまして、市民満足度、職員満足度の向上に重点を置いた改善・改革に取り組んでいきたいと考えている。

次に、項目番号13の「近代化産業遺産の保存・活用の充実」については、近代化産業遺産整備 事業として、旧端出場水力発電所の建物と設備について耐震を含めた調査を実施する。その調査内 容に基づき今後の整備方法も検討していく。

また、旧端出場水力発電所と山田社宅の保存・活用方針を決定し、近代化産業遺産を活かしたまちづくりの今後の指針となるべき、総合整備計画を作成し、更に別子銅山記憶の継承事業として、ワークショップの実施、資料のPDF化によるインターネットへの公開などを行なう。そのほか、別子銅山近代化産業遺産マップなども作製し、情報発信を行うとともに、市制施行75周年に向けて別子銅山に関するエッセイ賞を創設し、今年度はその募集を行なうこととしている。

最後に、項目番号14の「総合文化施設〔(仮称) あかがねミュージアム〕の建設」については、本年3月に建築及び展示の設計事業者を公募型プロポーザル方式により選定したので、今年度中に施設の基本設計、実施設計の完成を目指していく。なお、設計業務にあたりましては、芸術文化関係者や利用者代表などからなる「あかがねミュージアム建設委員会」を立ち上げ、市民との協働で取組むとともに、市民や議会への周知、意見交換に努めていく。

#### <総務部長>

総務部の執行方針について説明する。総務部では、11項目を、掲げているが、内2項目について順次、概略を説明する。

まず、項目番号1の「障がい者雇用の推進」については、昨年6月にスタートした知的障がい者 雇用について、庁内の各課所においても、正確で迅速な仕事の仕上げに対する理解が徐々に得られ、 おおむね順調な滑り出しとなっている。 なお、障がい者雇用全体については、昨年7月の短時間労働者も雇用対象となる等の法改正に伴い、障がい者法定雇用率向上が急務となっていたが、聴覚障がい者の正規雇用や車いすの身体障がい者を雇用する等、平成23年度当初については、法改正後の雇用率2.1%を達成している。今後も引き続き、障がい者の能力活用と雇用機会の拡充に取り組んでいく。

次に、項目番号3の「人材育成の推進」については、集中改革プランに基づき職員数が減少した中、一層の少数精鋭により、新たな行政課題や多様化する市民ニーズに的確に対応する必要がある。

今年度は、職員の能力開発や能力活用を図るため、新居浜市職員研修基本方針に基づく体系的、計画的な人材育成に努め、とりわけ、土木技術職員の能力向上についても新たな研修に取り組んでいく。

#### <福祉部長>

福祉部からは、12項目のうち、9項目について説明する。

まず、項目番号2の「心身障害者福祉センターの大規模改修」については、平成23年度は平成24年度実施予定の大規模改修に向けての設計業務と耐震診断を行うこととしているが、センターの事業内容の見直しと施設の設計協議のための協議機関を立ち上げ、効果的な大規模改修につなげたい。

次に、項目番号3の廃止と項目番号4の「新慈光園の管理運営形態」については、平成23年度は直営でいくものの、平成24年度以降は指定管理者制度を導入することとしたことから、指定管理者の決定と円滑な引き継ぎに努めたい。

次に、項目番号5の「高齢者福祉計画、第5期介護保険事業計画の策定」については、平成24年度からの3か年計画となるが、介護保険施設の基盤整備に重点が置かれた第4期計画を検証し、団塊の世代がすべて高齢者となる平成26年度末を見据えた計画を策定したい。また、独居高齢者の見守り体制の整備についても引き続き取り組みたい。

次に、項目番号7の「保育所の民営化」については、平成24年の中萩保育園の円滑な民営化に向けた三者懇談会、引継ぎ保育及び施設整備を実施するとともに、平成25年の新居浜保育園の民営化に向けた保護者説明や移管条件決定等の事務作業を進めたい。

次に、項目番号8の「若水乳児園・若宮保育園の建て替え」については、平成24年度の両園の 合築による改築に向けた調査・設計を実施する。

次に、項目番号9の「放課後児童クラブの建て替え」については、一定の施設整備が完了し、平成23年度から社会教育課に所管が移ることから廃止としたい。

次に、項目番号10の「保育所保育料の収入未済額の減額」については、定期監査においても収入未済額の増加について指摘されており、市民負担の公平性の確保のため、徴収強化を検討・実施する。

最後に、項目番号11の「特定健診の受診率向上」については、平成22年度には集団健診は受診者数が前年度比で約3割増加したが、個別健診の受診者数は平成21年度と同様に減少している。全体の受診率は平成21年度とほぼ同率と予想している。本年度は受療中の方への対策や継続受診者及び新規受診者の確保に努めたい。

市長

特に、総合政策課の瀬戸寿水道問題については、経過については承知とおりであり、 鋭意解決していかなければならい課題であるので、今年も現場へ行き話をしながら取 組をしていく気持ちである。対応など各部にも関係するところも出てくるので、特に 取り組んでいきたいと申し上げておく。

# <市民部長>

市民部は、16項目の執行方針を提出している。うち7項目について概要を説明する。

まず、項目番号2の「国際化基本計画の推進」については、平成23年度は、外国人対応窓口として、英語・中国語・日本語ができる外国人(中国人)を非常勤職員として市民活動推進課内に配置するとともに友好都市交流事業として、中国山東省徳州市へ訪問団を今年度派遣予定としている。

次に、項目番号3の「地域コミュニティ活動への支援」については、平成20年度に創設した「地域コミュニティ活動支援交付金」について、平成23年度から充実を図ったところである。特に、防犯活動推進事業については、防犯灯の灯数に応じた灯数割とこれまでの世帯割を併用した交付方法に変更となることから、交付金制度の円滑な運用に努めるとともに、交付方法について、より実態に即したものとなるよう、検討を進めていく。

次に、項目番号5の「人権教育・啓発の推進」については、平成19年3月に「新居浜市人権尊重のまちづくり条例」を制定、平成21年3月には「新居浜市人権施策基本方針」を策定し、人権教育・啓発の推進に取り組んでいる。しかし、依然としてさまざまな人権問題が発生していることから、今後も、人権問題を知識として学ぶだけでなく、日常生活において態度や行動に現れるよう、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図るため、学校や地域社会、家庭、職場などあらゆる場を通じて、人権教育・啓発の取り組みを進めていく。

次に、項目番号9の「女性の政策・方針決定の場への参画促進」については、平成32年度の最終年度までの目標参画率は50%である。平成22年4月1日の参画率は、31.6%、平成23年1月1日の参画率は32.8%となっており、毎年伸びてはいるが、目標達成に向けなお一層の努力を要することから、今年度も、引き続き各担当課とのヒアリングを行うなど、委員会審議会等への女性の登用促進を積極的に進めていく。

次に、項目番号11の「ワンストップサービスの実施」については、平成21年度から実施している「フロアマネージャー」については、日々約100件程度の対応実績があり、来庁者から好評をいただいており、今年度もよりサービスの向上を目指していく。

さらに住民異動届等に伴う各種届出等については、引き続き「ワンストップサービスプロジェクト会議」において、平成24年度から稼働予定の新基幹業務システムの機能を活用した実施内容やその方法等について検討を進めていく。

次に、項目番号14の「安全安心のまちづくり行動計画の策定」については、平成22年度中に、安全安心まちづくり行動計画素案の策定及びパブリックコメントを完了した。

今後は、行動計画の周知・啓発に努めてまいるとともに、行動計画に基づく具体的な取組みを 進めていく。行動計画の策定がほぼ完了したことからこの項目は廃止したいと考えている。

最後に項目番号16の「老朽家屋現況調査」については、市内全域に散在している老朽化した

危険家屋等の実態と問題点を把握するために、今年度に現地調査を実施し、台帳整備を行なう。その調査結果を基にして、庁内関係各課による老朽化家屋等に関する検討会議において、今後の対策を検討していきたいと考えている。

## <環境部長>

環境部の執行方針は、5つの課から13項目を設定し、そのうち6項目について説明する。

まず、項目番号2番「ごみ減量化推進」については、分別の変更後、家庭ごみの収集量は、資源 ごみ持ち去り禁止の効果による古紙類の増加を除けば、減少傾向が続いており、生ごみ堆肥化を中 心とした減量施策の効果も表れると考えている。また、事業系ごみなどの持ち込み分も含めたごみ 総量も減少しているが、全国平均と比較すると、一人1日当たりで100g以上多い状況であるの で、一層のごみ減量対策に取り組んでいく。

次に、項目番号4番「地域環境の美化」については、本年5月下旬にJR新居浜駅前交通広場が 完成し、市の玄関口が新しく生まれ変わるため、駅前地区でのポイ捨て禁止について、啓発活動を 実施するとともに、路上喫煙防止について条例化を検討する。

次に、項目番号6番「地球温暖化対策地域計画の策定」については、地球温暖化を防止するため、 新居浜市域全体の温室効果ガス排出量を算出し、それぞれの削減目標値を設定して、削減に向けた 取り組みを行うための計画であり、平成23年度から25年度までの3か年で策定する。今後、市 民、事業者、行政が協働で地球温暖化対策を総合的、計画的に推進するための重要な計画の策定で あることから、新規重要事業としたいと考えている。

次に、項目番号9番「長寿命化対策の推進」については、清掃センターについて、長寿命化計画 に基づく整備計画を策定し、施設の延命化に努めていく。また、衛生センターについて、今後の改 修工事計画策定のため、長寿命化計画を策定する。

次に、項目番号11番「雨水ポンプ場改築事業」については、昭和59年度に供用開始した江の 口雨水ポンプ場と、昭和62年度に供用開始した松神子雨水ポンプ場の長寿命化計画策定のため、 事前調査に着手する。

最後に、項目番号13番「下水処理場改築事業」については、昭和55年度当初に供用開始し、 老朽化した施設の機能回復をはかるため、昨年度に引き続き、汚泥処理設備ガスタンクの更新と、 平成23年度、24年度の2カ年継続事業で雨水沈砂池設備の改築更新工事を実施する。

## <経済部長>

経済部の平成23年度の執行方針は、経済部のミッションである「本市経済の持続的発展と活気あふれる産業活力都市の実現を目指します」を着実に実践するため、今日まで培ってきた「産業の技」を活かし、豊かなものづくり、豊かな交流、豊かな生活の構築に向けて取り組んでいく。また、西条市、四国中央市などをはじめとした広域的な都市間連携を促進しながら施策の遂行に努めるとともに、引き続き、農業、水産業、林業、工業、商業、観光、運輸など、横断的に各ジャンル間の施策連携を強め、さらにグローバルビジネスとコミュニティビジネスの双方の振興を視野に入れながら、弾力的で豊かな発想を描きながら施策展開を進めていく。

それでは、全23項目の内、主要な4項目について説明する。

まず、項目番号7「(有)悠楽技の経営改善推進」については、平成22年度に市長が社長に就任し、経営体制を強化しました。さらに先月3月5日にゆらぎ館をオーベルジュゆらぎとしてリニューアルオープンした。

平成22年度の経営状況は、入込み客の減少傾向に加え、リニューアルのための休館や設備改造のため支出がかさみ、非常に厳しい状況である。しかしながら、オーベルジュゆらぎは、レストラン利用を中心に好調なスタートを切り売上も伸びていることから、今後、ハイシーズンに向け宿泊客の拡大にも取り組み、平成23年度においては、まず単年度の黒字を最低限の目標として、積極的に施設の利用促進に努めていきたいと考えている。

参考にオーベルジュゆらぎの 3 月の実績はレストラン利用者は 3 1 5 人(H21 8 4 人) 宿泊 1 5 人(H21 8 人) 売り上げは約 9 1 万円(H21 約 1 7 万円)となっており、着実に伸びてきている。

次に、項目番号8「筏津山荘改築事業」については、新たに建設しようとする筏津山荘は、これまでと同様に改築するのではなく、別子山地域住民の財産として、地域住民にとっても身近で住民満足度の高い施設となるよう、地域コミュニティの増進にもつながる施設としていくこととしている。

このことから施設の運営面においては、別子山地域の素材や人材を活用した「オール別子山」というイメージを地域に提案し、地域住民が主体となった施設運営を目指している。

現在、別子山地域においても、行政の提案を受けて、まずは農産物や特産物の販売、新たな地域 特産物の開発等を行うなど、地域総ぐるみで地域の活性化に取り組むために、新たに企業組合を設 立する予定である。

引き続き、地域主体の取り組みと歩調を合わせながら、筏津山荘改築事業の具体化に向けて取り組んでいく。

次に、項目番号9「運輸交通体系の整備推進と地域循環バス(デマンドタクシー)の導入」については、バス交通空白地域を解消するため、平成23年1月11日から荷内・阿島地域、船木地域、大生院・萩生地域を対象に試験運行を実施しているが、利用者は一日平均で4~5人程度と当初予測に反し少ないのが現状である。

3月24日には法定協議会での運行見直し協議を経て、川東エリアは元塚バス停留所まで運行する等、利用促進に向けた改善を行いながら、平成23年度も試験運行を継続する。

なお、現在、登録者全員を対象にアンケートを実施中であるので、その結果も参考に見直しを行い、利用の促進を図っていく。

最後に、項目番号23「別子山地区飲料水供給施設整備事業」については、新市建設計画に基づき、別子山地域内の弟地地区、保土野地区の2か所の県条例水道を含めた、33か所の給水区を8給水区(戸別給水区1含む)に整理統合し、県条例水道と同程度の機能を有する浄水施設を平成25年までに整備しようとするものである。別子山地域の飲料水供給施設の整備については、平成21年度、別子山地域全域の飲料水供給施設に係る基本計画を策定、平成22年度、成、瓜生野、小美野肉淵の3給水区の地質調査及び詳細設計を実施した。

平成23年度については、成、瓜生野、小美野肉淵の3給水区の工事実施及び弟地・筏津・床鍋・

保土野の4給水区の地質調査並びに詳細設計を実施することとしている。

今後は、別子山地域全戸において、「安心・安全・安定的」な飲料水の供給を図ることができるよう、計画的な取り組みを推進していく。

なお、平成23年度の予算額は工事費等2億5,346万5千円を計上している。

市長 今回の震災を受けて、様々な取り組みをしていかなければならないが、防災計画 については、見直しは通常どうなっているのか。

市民部長 はい。震災がなければ、平成23年度に見直すスケジュールであった。県の計画 が平成22年度に変更になり、その県の計画に沿って、市の計画の見直しについて も事務的な作業は進んではいるが、今回の震災の結果により県計画自体も再度変更 になる可能性もあることから、不透明な見通しであるため、日程的なことはあげられていない。

市長 津波想定は防災計画の中に入っているのか。

市長

市民部長 現状の中にはないが、他市の例を参考にして避難勧告の判断基準の中に入れる検討はしていくつもりではあるが、まだそこまでは至っていない。判断基準だけを変更するのではなく防災計画の改定の時期に合わせてということで、作業が止まっている状況である。

市長 避難の方法というものを示していかなければならない。単に高いところに逃げればいいということにはならない。建物の高いところが必ずしも安全とはいえない。

市民部長 今の計画では十分でない状態であるが、今後は、津波、高潮のハザードマップの 作成やその中に地域の標高等記載を入れるなどの検討はしていかなければならな いと考えている。ただ、現在のところ津波、高潮については十分研究ができていな いのでその辺も課題であると認識している。

全体でいうと公共施設の耐震とか津波対策とかあるが、分かっていてもなかなか難しいが、小中学校の耐震化を実施するなど順番ではそのように進んではきているが、まだ残っているので、本日は平成23年度のスタートにあたるということであるが、次期の庁議までに震災関係を含めた、ハード、ソフトの今年早急にやるべきことをもう一度整理しますか。

副市長 関連したことだが、今回の地震は今までの地震の想定外の地震であったと思うので、おそらく国、県含めてシュミレーションをしなおすと思われることから、それぞれの市町村が別々にすることは無駄なので、県に県下全域のシュミレーションの詳細を出してもらい、それを受けて各市で考えるという方向で行くべきである。

市民部長 基本的に今までの改定作業も市町が独自でするのではなく、国の計画に基づき県が改定し、その県との整合性をとりながら市が改定していくという流れであるので、 そのようなことで、今年度改定作業をする予定であったが、県の計画が再度変わる 可能性があるということで保留している状況である。

副市長 県からは、個々の市の災害規模など細かいデータをくれるのか。

市民部長はい。

副市長
それを、県のシュミレーションに入れてくれということにした方が無駄にならな

いと思う。おそらく全国的な動きになるため委託業者も見つからないかもしれない。

市長 警報がでたら避難勧告をだすのだが、どこに逃げればいいのかと聞かれたときに

答えられなければならないことから、避難の仕方、場所については市で作っていかなければならない。まずは、全体と今すぐにもやっておかなければならないことを

早急にまとめていく。

# <建設部長>

建設部は、全体で16項目を執行方針としている。そのうち、3項目について説明する。

まず、項目番号4の「川東地区の公園整備」については、神郷校区に近隣公園を整備するため、 昨年度「神郷公園整備協議会」を立ち上げ、設置場所や施設の内容について協議を行った。その結 果3月23日には、協議会の中で3つの候補地において土地所有者の意向調査などを実施し、設置 場所を決定することができた。

本年度においては土地利用者の理解を得ると共に、測量調査や実施設計などを行う予定としている。

次に、項目番号11の「河又東平線改良工事」については、一昨年以来、東平地区へ多くの方々が観光に訪れているが、そのアクセス道路である市道河又東平線は、幅員の狭小な山岳道路であることから、全長約4キロメートルのうち約6割が離合困難となっている。

このため、昨年度実施した基本設計において、約20箇所の拡幅可能箇所を選定しており、今年度から順次実施設計を行い、改良工事を進めていきたいと考えている。

次に、項目番号13「公営住宅の整備」については、建て替えや改修による不良ストックの解消が進んでいない現状から、今後必要となる更新コストの削減と必要とされる市営住宅戸数の長期的な適正維持を目的に「新居浜市公営住宅等長寿命化計画」を策定し、本計画に基づく予防保全的管理により市営住宅の長寿命化を推進したいと考えている。

最後に、項目番号15の「民間木造住宅耐震改修事業」については、来るべき東南海、南海地震に備え、耐震化の啓発を目的として、民間住宅の耐震改修工事に係る費用の一部を補助しようとするもので、平成23年度は、耐震化設計、耐震化工事、耐震化工事監理について、それぞれ、5件の補助を予定している。

これについては、先の大震災を受けて市民の意識も変わってくると思われるので、啓発を強く行っていきたいと考えている。

#### <議会事務局長>

議会事務局は、2項目を掲げている。

まず、項目番号1「議会の活性化」については、市議会では、平成20年6月に「議会改革調査特別委員会」を設置し、「議会改革に関する調査」と「議会基本条例に関する調査」を行ってきた。その中で、議会の審査機能の更なる向上を図るため、平成21年度当初予算審査から予算特別委員会を設置して審査を行なっている。また、決算特別委員会においても、平成21年度決算の審査を

正副議長及び議選の監査委員を除く全員で行った。今年度、改選を迎えるが、引き続き議会の活性 化に向けて取り組むと予想されるので、議会事務局としても歩調を合わせて、更なる議会の活性化 に取り組んでいく。

次に、項目番号2「市議会本会議のCATV放送のデジタル化への対応」については、市議会本会議の放映については、平成11年9月議会からCATVによる生中継を実施し、さらに平成19年度からは、CATV録画放送及びインターネット映像配信を開始するなど、市民の視聴できる機会を増やしてきた。今年7月にはデジタル放送への完全移行となるが、ケーブルテレビについても、議会放送用のプリセットチャンネル、リモコンの1~12chであるが、そのうちの1チャンネルの獲得を目指し、ハートネットワーク等との協議を行う。これにより、1人でも多くの市民に視聴していただけるよう、開かれた議会を目指していく。

#### <水道局長>

水道局からは、新規項目として5件について説明する。

まず、項目番号2「瀬戸・寿上水道問題への取り組み」については、新居浜市水道ビジョンに掲げているとおり、水道の運営基盤の強化の面から必ず解決しなければならない問題ととらえており、「新居浜市瀬戸寿上水道問題検討委員会」を通じて、市上水道との統合に向けた具体的な課題やプロセスについて協議を進め、一日も早い問題解決に取り組んでいく。

次に、項目番号3「施設の整備促進(新山根・船木・金子山配水池等)」について、上水道の安定供給に向けて、新居浜市水道ビジョンに基づいた災害に強い上水道の実現のため、効率的に老朽施設の更新や耐震化を推進し、ライフライン機能強化、整備を行っていく。

平成23年度は、上部給水区の安定給水に向けて、新山根配水池及び送水ポンプ場、船木配水池 建設のための用地買収、造成工事及び地盤改良等を行っていく。また、今後、川西給水区の安定給 水に向けて、金子山配水池の更新を進めていく。

次に、項目番号4「管路の整備促進(耐震化)」については、ライフライン機能強化のために、 国道新居浜バイパス及び県道新居浜港線等の道路改良や下水道整備に伴うもののほか、老朽化し基 幹配水管である市道原地庄内線の管路などについて耐震管への布設替え等を行っていく。

なお、旦の上地区などの整備については、他の都市施設の整備に合わせて検討したいと考えている。

次に、項目番号6「管路台帳システムの整備」については、平成23年度から2カ年で、現在、 紙ベースで管理している配管図、給水申請書等の情報をデータ化し、電子媒体管理をする管路台帳 システムを整備し、効率的な施設の整備、更新計画をたてる予定である。

最後に、項目番号9「水道施設監視システムの更新」については、水道施設監視システムは、市内にある22水源地、6送水場、及び8配水池の施設情報を、通信回線を通じて水源管理課に設置されているシステムに集約、監視・制御を行なっている。しかしながら、現行システムは平成6年度から稼働しており、経年による劣化、機器の調達などの問題から、更新の時期となっている。このため、更新に当たっては最新の技術等を活用した、高い信頼性と効率的な運用が実現できるよう、平成23年度に実施設計を行い、その後システムの更新を行い、安心で安全な給水確保に努めてい

きたいと考えている。

市長
河又東平線については、工事に取りかかるのは今年の冬からか。

建設部長 はい。秋までに設計を行い、11月末には入札の予定である。

市長連休は人で対応することになるのか。

建設部長はい。

市長
水道でも説明してくれたように、瀬戸・寿上水道問題については解決できるよ

うに頑張っていきたいと思っている。

新山根などは、耐震基準は変わらないか。大丈夫か。

水道局長大丈夫です。

副市長 区画整理について、予算委員会でも議論になったのだが、整備が終わったので、

駐車場などを含めた全体像を市民に周知するようにして頂きたい。

建設部長 6月の市政だよりには、掲載する予定でいる。

## <教育委員会事務局長>

教育委員会事務局の執行方針として15件あげているが、このうち、4件について説明をする。まず、項目番号8の「特別支援教育の充実と一貫した支援システムの構築」については、発達に課題のある子どもが成長する中で、それぞれのライフステージに対応した支援をつなげていくためには、1歳6カ月健診等の機会をとらえ早期に発見し、小学校入学までの間、子ども一人一人に適した療育の取組が必要であり、その取組を小学校入学後も継続して行うことが重要であると考えている。

このため、平成22年10月に開所となった「こども発達支援センター」において、「ことばの 教室」と「育ちの教室」を再編し、構音訓練やソーシャル・スキル・トレーニングと合わせ、小集 団、個別の療育を内容とする早期療育通園事業により、日常における基本的な生活習慣や集団生活 に適応できる力を高める支援を実施していく。

また、個別の支援計画の引き継ぎ等により、一貫した支援体制の実施を図ることとしている。

小学校入学後においては、学校生活介助員等の配置により、発達の課題や障がいのある児童生徒の学校生活での安全の確保を図り、学校支援員の増員により発達障がいの児童の学習支援等を拡充し、学校教職員の継続的な取組を支援していくとともに、愛媛大学の支援により児童生徒を対象としてソーシャル・スキル・トレーニングを行うこととしている。

次に、項目番号9の「地域主導型公民館への移行」については、平成23年度から残りの中萩、 角野公民館も移行し、全館移行となったこと、また、移行に伴う推進体制や条件面の改善も行った ことにより、この重要事業等は廃止したいと考えている。

次に、項目番号10の「地域主導型公民館の運営充実」については、すべての公民館が地域主導型公民館に移行したことに伴い、従来の公民館事業の在り方を見直し、個々に開設していた生涯学習推進事業、いきいきプラン推進事業、校区まちづくり推進事業を統合し、「地域教育力向上プロジェクト事業」としたものである。このことによって、第五次長期総合計画の施策の柱である「学習活動の充実」と「地域づくりの推進」を連動させ、地域教育力の向上を目指していく。

これまでの公民館講座は、高齢者教育、婦人教育、家庭教育などの対象を限定した事業だったが、 今後はより多くの住民を対象とした、新しいスタイルの学習の展開を目指したいと考えている。ま た、受け身の学習から、主体的な学習への転換を図るために、ワークショップや対話を重視した学 習形態を導入すること、地域の課題や社会の要請について公民館を拠点に議論し、地域の将来像を みんなの力で創造する事業に取り組むこととしている。

最後に、項目番号15の「市民文化センター改修事業」については、市民文化センター大ホールは、昭和37年建設後、50年近く経過し、様々な施設上の問題点が出てきているが、市民文化の拠点として必要な機能向上を図りながら、引き続き有効活用していきたいと考えている。

今年度は、特に、市民要望の強い既存楽屋132㎡の改修と新設楽屋約150㎡一棟を建設し、 また、客席の一般用トイレは増設が難しいため、洋式化を行うこととしている。

なお、改修工事については、ホールを休館せずに改修するよう考えている。

#### <消防本部総括次長>

消防本部の執行方針6項目のうち4項目について説明する。

項目番号1の「総合的な防災体制の強化」については、「企業防災力の強化」を重点的に推進する。企業における火災事故等の原因についはヒューマンエラーに起因することが多いことから、危険物施設等の立入検査を重点的に行い、ソフト面の指導を強化し、防火防災体制の確立を図りたいと考えている。

次に、項目番号2の「消防団の活性化」については、平成25年度に別子山地区の消防分団詰所の新築を目指して、用地の選定及び地元説明を予定している。また、昨年に引き続き消防団活性化委員会を開催し、各種諸問題の解決に向けて協議し、活性化を図りたいと考えている。

次に、項目番号4の「救急体制の充実」については、今年度から「救急医療情報キット」の配布を予定しております。この「救急医療情報キット」は専用容器の中に医療情報、個人情報を記載し、 冷蔵庫の中などに保管しておくもので、救急等の災害が発生した時に正確な情報が得られ適切な対 応ができることから、救命率の向上につながると考えている。

最後に、項目番号5番の「警防体制の充実」については、今年度は消防車両更新計画に基づき、 常備消防の消防ポンプ自動車1台を更新整備し、消火作業の効率化を図り、被害の軽減に努めてい く。

## <出納室長>

出納室の執行方針について説明する。

部局の執行方針項目は、「厳正かつ効率的な会計事務執行」であり、出納室においては、今年度も『現金及び物品の出納・保管並びにこれらに関する会計事務を適法かつ適正に処理』することで、『正確性、透明性を確保した信頼される会計事務の執行』を基本に、引き続き取り組んでいきたいと考えている。

支出証憑の審査にあたっては、法令または契約に違反しないか、正当な債権者であるか、金額の 算定に誤りがないかなど厳正なチェックを行い、支払遅延防止法に抵触しない適正な支払を実施し ていく。 なお、支払関係事務については、日常の審査業務等を通じて絶えず見直しを図っていく。

また、公金の保管については、ペイオフ全面解禁対応方策を遵守し、安全かつ確実な出納保管に 努めていく。

なお、出納事務研修会を今年度も4月12日に開催し、新しく証憑の作成担当となった職員にも参加していただき、歳入・歳出に係る事務の公正、確実かつ迅速な執行を図っていきたいと考えている。

市長 救急医療情報キットが役に立った例はあるのか。

消防本部総括次長今のところは無い。市内で実施しているのは庄内だけであり、庄内ではそれ

が役に立つような救急事案が発生していない。

市長 今後は、拡大していくということか。

総括次長はい。まずは、独居老人の方から配布したいと考えている。

市長 見守り推進員もいるので、人と救急医療情報キットの両面で対応して頂きた

ν, |

#### < 監査委員事務局長>

監査委員事務局の執行方針は1項目である。

すでに4月1日付メールでお知らせいたしておりますように、平成23年度の監査実施計画の基本方針については、前年度と同じく厳しい財政状況のなかで公正で合理的かつ能率的な行財政運営確保のため、違法、不正の指摘にとどまらず、指導に重点を置いて監査を実施する。

特に重点的な取組として、1点目は、予算執行方針を踏まえ、行政改革及び効率的な行財政の執行がなされているか、経済性・効率性・有効性といった行政監査的な視点から実施する。2点目は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、健全な財政運営が行われているか、4つの財政指標算出が適正になされているかを検証する。3点目は、法令遵守に基づく正確な事務処理が行われているか、特に前年度定期監査において指摘の多かった業務委託契約及び随意契約等について重点的に検証する。4点目は、行政の透明性確保と適正な運営に資するため、監査の結果については、市長をはじめ、関係機関に報告するとともに、各公民館や本市のホームページ等を通じ市民に公表する。以上4項目を実施する。

# <農業委員会事務局長>

農業委員会事務局からは、5項目のうち3項目について説明する。

まず項目番号1の「農地法関係の適正な運用」については、農地は、食料の生産基盤であり、また、本来の機能保持に加え自然災害を未然に防ぐなど地域の財産として市民生活の「安全と安心」に寄与している。

このことは、農地法を遵守し、優良農地の確保と計画的な土地利用を図り、秩序が守られた結果において機能するものであり、「農地転用の業務」や「農地の権利移動」の適正かつ的確な執行と、各地域における日頃からの農地パトロール強化や、耕作放棄地実態調査の実施により、新たな耕作放棄地、無断転用、ヤミ小作等の未然防止を図るとともに、農地として利用促進に結び付くよう努めていく。

次に、項目番号3の「農地の利用集積及び優良農地の確保」については、認定農業者や認定農業者志向農家等、本市の農業を支える適正な担い手への農地の流動化を促進するため、農業関係機関・団体と連携して、各地域の情報をもとに農地の利用調整活動に努めていく。

最後に、項目番号4の「景観形成作物取り組み事業」については、遊休、荒廃農地が増加している中、遊休農地解消対策の一環として、市内3ヵ所の遊休農地で実施しているヒマワリ、菜の花、ポピーなどの景観形成作物の作付けを継続し、遊休農地所有者等への啓発を行うとともに、園児・高齢者等が自然と触れ合う場としての活用を図り、農地性の維持及び地域の景観保全に努めていく。<港務局事務局長>

港務局は、3項目中2項目を説明する。

まず、項目番号1の「水深5.5m 岸壁及び水深7.5m 耐震強化岸壁の整備」についてである。

港湾の整備については、物流の高度化に対応する公共ふ頭の整備として、東港地区で水深5.5 m岸壁及び水深7.5 m耐震強化岸壁背後の、荷捌き地や野積み場の舗装整備及びふ頭内道路等の整備を行い、本年10月の 水深5.5 mでの暫定供用を目指す。

水深 7.5 m岸壁については、大規模地震時に対応した耐震強化岸壁として、本市の地域防災計画で位置づけた緊急輸送ネットワークを形成する海上輸送拠点として整備を図ってきたものであり、平成 25年度の本格供用に向け、岸壁前面の水深 7.5 m泊地、船の回頭エリアについて、浚渫を実施する。

次に、項目番号2の「港湾施設の適切な管理と長寿命化」については、同じく、東港地区において、船舶の安全な航行を図るため既存の 水深 7.5 m泊地の維持浚渫を実施する。

また、長寿命化については、劣化や老朽化が進んでいる港湾施設を、計画的かつ適切な維持管理 を実施するため、港湾施設の維持管理計画を策定するもので、平成23年度から平成26年度を予 定いたしている。本年度は、防波堤、岸壁等の対象100施設の内、22施設を予定している。

#### <選挙管理委員会事務局長>

選挙管理委員会事務局の平成23年度部局執行方針3項目について説明する。

項目番号1番及び2番についてだが、平成23年度は、4月10日執行の愛媛県議会議員選挙、4月24日執行の新居浜市議会議員選挙が予定されている。

選挙管理委員会事務局としては、この2つの選挙の適正な執行を図ることを、第一に重要な課題と位置づけている。

次に、項目番号3番についてだが、7月19日が任期満了となる、新居浜市農業委員会委員選挙の執行が予定されている。この選挙についても適正な管理執行に向けた万全の準備を図っていきたいと考えている。

市長 重要事業、懸案事項の追加と廃止については、以上のように決定する。年度の中で追加、訂正、廃止がでてくることも考えられるし、震災を受けた対応については、どのような方針で臨むかどうかをもう一度整理して通知を行うので、対応をお願いしたい。

以上で、平成23年度の部局執行方針についての議題を終了する。

## (3) 平成23年度予算執行方針について (企画部)

市長 続いて、平成23年度予算執行方針について、企画部から説明をお願いする。

<企画部長が、別添資料、平成23年度予算執行方針関係資料に沿って説明>

## <企画部長>

平成23年度 予算執行方針骨子はペーパーでお配りしているが、全文はパソコン画面に出しますので、ご覧いただきたい。

平成23年度予算については、第五次長期総合計画スタートの年として、基本計画で定めた成果目標の達成に向けた予算配分としているが、3月に発生した東日本大震災により、公共事業の大幅な見直しや建設事業関係の建築資材の不足が懸念されるだけでなく、県内・市内企業にも少なからず影響が及ぶものと想定されるので、新たな政策課題に弾力的にも対応出来る柔軟性を兼ね備えた予算執行が必要であると考えている。

それでは、今年度予算執行方針の第1全般的事項としては、まず、収支均衡による健全財政の堅持ということで、限られた財源で最大の効果をあげるよう、計画的・効率的執行に努めること。次に、費用対効果の検証による事業の効率化と経費の節減に努めるとともに、事業の硬直化を招くことのないよう事務事業の改善・合理化に努めること。次に、市民への情報公開と協働の推進として、市民に対し市政に関する情報を適時適切に発信、提供し、協働のまちづくりを積極的に推進すること。組織機構改革への対応として、平成23年度は組織機構の見直しがされているので、予算執行にあたり遺漏のないよう十分留意すること。次に、規則等の遵守として、予算の執行に当たっては、「新居浜市予算の編成及び執行に関する規則」等を遵守すること。6の予算の補正については、制度改正等真にやむを得ないものとしている。最後に資金管理の効率化とペイオフ対策として、公金管理基準などに基づき、適切に対応することとしている。

次に第2の歳入に関する事項では、特に留意していただきたい点についてのみ、説明する。

3の国(県)支出金については、国・県の動向を十分に見極めながら、積極的な確保に努め、また、一括交付金等については、積極的に情報収集に努めること。さらに東日本大震災の復興財源として公共事業費の一部留保が行われる見通しであるため国、県の動向を十分見極めることとしている。

5のその他収入については、未利用資産の処分や広告事業等の取り組みを進めるとともに、自動販売機の設置については、随意契約による設置許可に対して、予算特別委員会でも指摘があったので、今後、業者選定をする場合は、基本的には入札を実施し増収に努めることとしている。

次に、第3の歳出に関する事項として、執行計画については、各部局における自主管理、責任執行体制を基本に、予算の編成及び執行に関する規則に基づき、執行計画を作成し、計画的な執行管理に努めることとしている。なお、作成した執行計画のうち施策・公共・単独の委託料、工事請負費、公有財産購入費、建設事業に係る補償費については、財政課予算担当まで提出をお願いする。

次に、予算の執行の主なものとして、4ページ(2)の公共事業等の計画的な執行について、年度内執行を基本としてより計画的な執行を図るとともに、地域経済に配慮し、早期発注・早期完成に努めることとしている。(3)の契約差金の取り扱いについては、単独事業に係る契約差金については確実に留保すること。(4)の執行手順と点検では、イの予算執行について、公金支払関係事務改善検討委員会での検討の結果、負担金、補助金、委託料等の支払事務が改善されることとなったため、予算執行早見表、出納事務マニュアルを確認のうえ、事務に遺漏のないようにすることとしている。

(5)の旅費については旅費計算基準が平成23年3月28日付けで改正されているので留意を

お願いする。

また、6ページの(13)の時間外勤務手当についても、時間外勤務の縮減に努めるとともに、時間外勤務手当の支給等及び年次有給休暇等の取得の改正が平成22年3月30日付けで改正されているため留意して頂きたい。

3の予算流用については、計画的な執行をお願いするということで、やむを得ず流用する場合においても、予算が不足することとなった具体的な記載の無いものは受け付けないこととしている。最後に4のその他の事項としては(1)の10か年事業計画(財源を含む)の変更が必要になるものは、事前に総合政策課、財政課と協議すること、特に国・県の制度改正、予算措置の見直し等で補助金、負担金が縮減される場合は、速やかに協議することとしている。

また、繰り返しになるが、今後、予算を執行していくにあたり、東日本大震災の影響が少なからず想定されるため、国・県・他市町の情報収集にも努めて頂きたい。

以上が平成23年度予算執行方針の概略だが、本日の庁議で決定していただければ、通知するので、各部局内で周知徹底をお願いしたい。

市長 ただいまの説明に対して質問、意見等あればお願いする。 ないようなので、平成23年度予算執行方針については、説明のとおりで決定する。

#### 3 連絡事項

# (1)「第19回環境自治体会議にいはま会議人員配置計画(案)について」

市長次に連絡事項に移る。

「第19回環境自治体会議にいはま会議人員配置計画(案)について」環境部長から説明をお願いする。

<環境部長が、別添資料第19回環境自治体会議にいはま会議人員配置計画(案)に沿って説明> <環境部長>

本年5月25日から27日の3日間、本市で開催される第19回環境自治体会議にいはま会議に おける職員の応援勤務について、協力をお願いする。

手元に配布している「第19回環境自治体会議にいはま会議人員配置計画(案)」をご覧頂きたい。

にいはま会議の運営にご協力をお願いする人員については、「市職員」、「ボランティアスタッフ」 「実行委員会」を予定している。

必要な人数についてだが、初日の5月25日(水曜日)の全体会については、109人で、その内、市職員は76人を予定している。

二日目の5月26日(木曜日)の分科会については、80人で、その内、市職員は60人、夜の 交流会については、56人で、その内、市職員は21人を予定している。

三日目の5月27日(金曜日)の全体会については、51人で、その内、市職員は39人を予定している。

なお、配置人数については、いずれの日も現段階での延べ人数である。今後、作業内容や手順を つめる一方、ボランティアスタッフの応募状況などにより、実人数を出したいと考えている。 各部局の応援勤務者数や役割分担については、庶務担当会議を通して、出来るだけ早く依頼するで、ご協力をお願いしたい。

市長
それでは、協力お願いしたい。

連絡事項はないか。

ないようであれば、本年度第1回の庁議を終了する。